

# ひとり親世帯の生活実態と課題

## —コロナ禍が浮き彫りにしたもの—



神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授 吉中 季子

### ～要旨～

ひとり親世帯であるシングルマザーの脆弱性は従来、女性の貧困の象徴とされていた。国際的にも日本のシングルマザーの相対的貧困率と就労率は顕著に高く、ワーキングプアが常態化している。ひとり親となることは、家族形態の変化を伴い、住居、仕事、社会保障の変化などを経験し、そのうえ子育てを担い、リスクと余裕のなさを抱える。さらに子育てのためにキャリア中断を経験し労働市場への正規雇用の再参入は困難なため、非正規労働が多くなる。それは同時に社会保障の加入も断片的になりやすく、高齢期の年金生活に影響を与えることになる。

コロナ禍になり、仕事の減少、元夫からの養育費の減少、臨時一斉休校時の仕事への影響など、経済的な打撃につながるものが連鎖的に生じ、二人親の子育て世帯より困難が直接的に表れた。児童扶養手当の制度の手続き上の課題も浮き彫りになった。これらの課題の解決のためには、ひとり親であるとなにかかわらず、子育て世帯への包括的な支援の構築が必要である。

## 1 はじめに

感染症や災害は人を選ばないはずであるが、コロナ禍はそれまで社会が覆い隠していた格差や潜在的問題をあぶり出すことになった。これまでかろうじてもちこたえていた弱者の不安定な生活が足元から崩れ、その困難が一気に露呈した。女性も例外ではない。国際的には、コロナ禍になって数カ月のうちに、見えにくい女性への暴力や経済的打撃を問題視する表明がなされた。2020年4月に国連のグテーレス事務総長は、「女性と女兒をコロナ対応の取り組みの中心に」という声明を（2020年4月5日）、また、国連女性機関（UN Women）のプムズイレ・ムランボ＝ヌクカ事務局長（当時）も、コロナ禍

で女性と女兒に対する暴力が増えていく状況を「女性と女兒に対する暴力：陰のパンデミック」と題して声明（2020年4月6日）を発した。

日本においては、2020年11月19日、内閣府によって設置された、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が、「特に女性への影響が深刻で『女性不況』（She-Cession）の様相が確認される」との緊急提言を提出した。あわせて、女性の自殺率も急増しているとして早急な対応を求めた。

コロナ禍以前より、ひとり親の生活、とくに女性であるシングルマザーの生活の不安定さは女性の貧困の象徴とされ、その世帯構造による脆弱な状況が指摘されていた。その状況に加え

てコロナ禍の打撃を受け、それまでぎりぎりだった生活は立ち行かなくなる例が相次いだ。具体的には、最も打撃を受けたサービス業の多くを、シングルマザーである女性の非正規雇用者が担っていたため、シングルマザーや女性の貧困化が進んだこと、休校やテレワークにより家事や育児の負担が増大したこと、それらに共通した強いストレスとともに心身に負担がかかっていること、などが露になった。足元ではいく度もコロナ禍の波がやってきて、雇用が不安定なひとり親家庭の暮らしを追い詰めている。このような母子世帯の脆弱性はどこからきているのだろうか。

## 2 家族形態の変化による暮らしの変化

そもそもひとり親になることはどのような変化があるのか。未婚を除けば、子どもの父親であり同一世帯員であった夫が不在となるため、まずは家族形態が変化する。つまり、離別、死別あるいはパートナーとの別れなどを通じた大きな変化は、世帯員と世帯収入が減る場合が多い。反対に、離婚前の夫からの経済的DVによる貧困からの解消の場合もある。また、未婚の母での場合、子どもの父親からのケアや経済的援助が見込めないこともある。いずれの場合にしても経済的に大きな変化と家計の再調整が必

要となる。

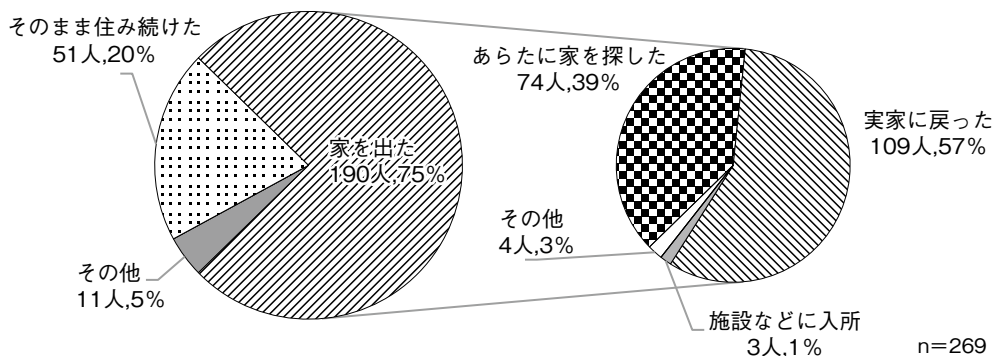
具体的に、家族形態の変化に伴ってどのような状況になるのだろうか。以下では筆者が2019年に実施した、関東圏の中核市におけるひとり親を対象とした調査結果にもとづいて述べる(以下、筆者調査)<sup>1)</sup>。

### (1) 離婚時の住まい・養育費

離婚によりひとり親となるほとんどの場合、同居を解消し住まいを別にすることになる。筆者調査の結果によれば、離婚後にそれまで同居していた家を出るのは女性のほうが多く、実に4分の3である(図1)。家を出た女性がその後どこに行ったかをみると、約6割が実家に戻り、新たに家(住居)を探した人は約4割だった。家を出て転居するということは、転職や子どもの転校などの手続き等の見えない負担も伴っているはずである。

また、離婚後の子育て費用としての養育費は、「現在も定期的に受け取っている」「不定期だが現在も受け取っている」を合わせて33.1%であった。厚生労働省が5年ごとに実施する「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」(以下、全国調査)の結果(24.3%)よりは高いものの、いまだに多くのひとり親が養育費を受け取っていない実態がある。また、離婚時に財産分与があった人は

図1 離婚した直後の居住先



(出所) 筆者作成

2割にも満たない(17.9%)。そもそも分割する財産がなかった人は5割強(51.6%)にもなり、それまでの経済的な問題が、離婚に至らせているとも推察される。こうした経済的・心理的な負担は、子育てをする女性のほうに重く負担がのしかかってくることになる。

## (2) シングルマザー自身の仕事と社会保障の変化

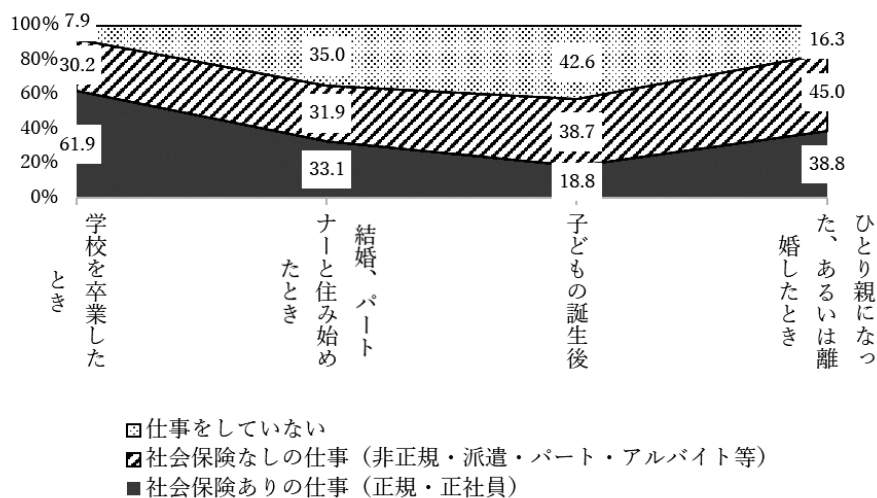
あらためて女性の結婚と働き方についてみてみよう。2020年の勤労世帯全体における共働き世帯は1,240万世帯、いわゆる専業主婦世帯(男性雇用者と無業の妻からなる世帯)は571万世帯と、共働き世帯が年々増加傾向とはいえ、いまだ男性への家計依存となっている世帯は雇用者の約3分の1を占める(総務省「労働力調査」)。こうした専業主婦世帯の妻は、結婚や離婚に伴って、自分自身の働き方や社会保障制度への加入等を変更せざるをえなかったりすることが生じる。

それらを踏まえ筆者調査では、シングルマザーの女性のライフステージ上の仕事の変化をライフイベントごとに示した(図2)。それによれば、

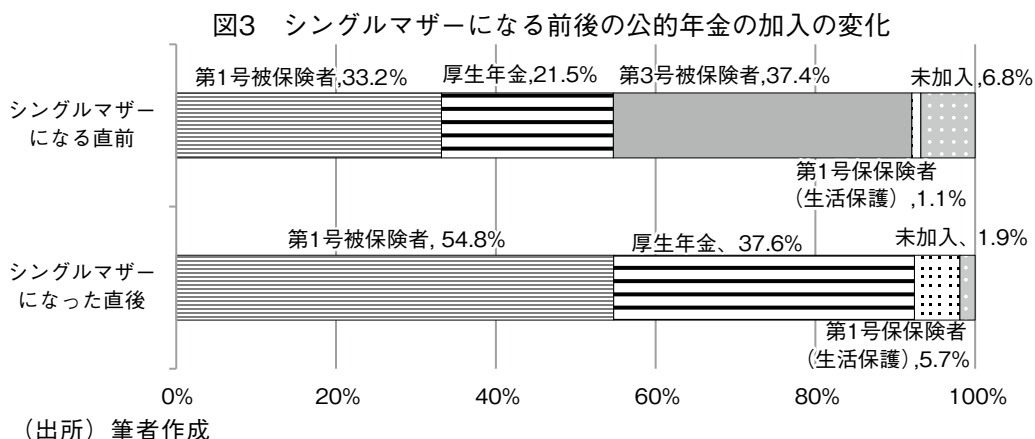
学校を卒業し社会に出たすぐの初職は、社会保険が備わった正規労働に就く割合が高い(ただし、調査対象者は「就職氷河期」世代が多く注意が必要である)。しかしその後、結婚しそれを機に退職するなどして、正規労働は半数程度に減少している。さらに子育て期になると正規労働はさらに減り、社会保険がない非正規労働や、無職が多くなっていることがわかる。そして、ひとり親になったときに、再び正規労働が多くなるが、それ以上に非正規労働も多くなる。これらは、婚姻期間中の家事労働や子育てによって、キャリアが中断されてしまっていることと、日本の雇用慣行がメンバーシップ型雇用を前提とし、正規と非正規に分断されているために、再び労働市場に戻ろうとしてもハードルが高いことが指摘される(中田 2021)。

シングルマザー自身の公的年金の加入状況においても、同様のことが確認できる(図3)。公的年金制度のなかでも、第3号被保険者制度は、配偶者がいて扶養されていることが条件であるので、配偶者のいないひとり親になった途端、この制度からは排除されることになりどこかの制度に移行しなければならない。それを踏まえ

図2 シングルマザーになるまでの仕事の動向



(出所) 筆者作成



てみると、第3号被保険者だった人は、ひとり親になった後、厚生年金に加入できる仕事を見つけたか、国民年金の第1号被保険者に移行した人が多い。また表出してないが、第1号被保険者に移行した人のうち、半数以上（53%）は、加入はしたものの保険料の支払は全額免除となっていたことも明らかになった。

このように離婚前に被扶養配偶者だった女性は、医療も含め社会保障面では一定「保護」された制度から、離婚後は排除されることになる。その後スムーズに他の年金制度に移行できればいいが、一定数は保険料が支払えていない。子育て期のひとり親世帯にとって、将来の自分のための年金加入は現実感が弱く、日々の生活を優先するがゆえに、自分の社会保険まで余裕がない状況がうかがえる。このことは、自身の高齢期の生活に大きく影響することが推察される。

### 3 母子世帯の実態 - 就業と貧困

こうしたシングルマザーが抱える困難さは、今に始まったことではない。コロナ禍以前から実態として存在し、特に経済的な脆弱性は従来から指摘されている。シングルマザーの場合、一般的に女性であることから生じる不利と、それに加え、世帯単位で構築されている社会システムから外れたことで生じる不利とが重なって

いる。前者は、男女の賃金格差や、見えにくい性別役割分業や社会からのジェンダー規範に取り込まれた結果生じる男女格差である。そのことに加え後者は、日本の社会保障制度が夫婦と子どもという一定の家族モデルで設計されてきたために、離婚や単身女性などの家族モデルとは異なるかたちになると、脆弱になりやすいということである。さらに、シングルマザーは、世帯内に大人がひとりであるため、子育てと就労とをひとりで担わなければならない余裕がない。また自分の代わりになる人がいないことが多く、頼る人がおらず病気などになればたちまち家事・育児や家計のやりくりが困難になる。二人の親がいる世帯よりも貧困に陥りやすい。

具体的に、全国調査で収入を見ると、2015年のシングルマザー自身の年間の平均収入は243万円、平均就労収入は200万円、世帯の収入は348万円となっている。この世帯収入348万円は、一般世帯の平均の49.2%にしか及ばない（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）。

それらを相対的にみるために、貧困を表す指標である相対的貧困率をみてみよう。2020年7月に国民生活基礎調査にて公表された相対的貧困率は、世帯全体では15.8%であったのに対し、「大人が一人の世帯」（そのほとんどがひとり親世帯）の相対的貧困率は48.1%であった。実

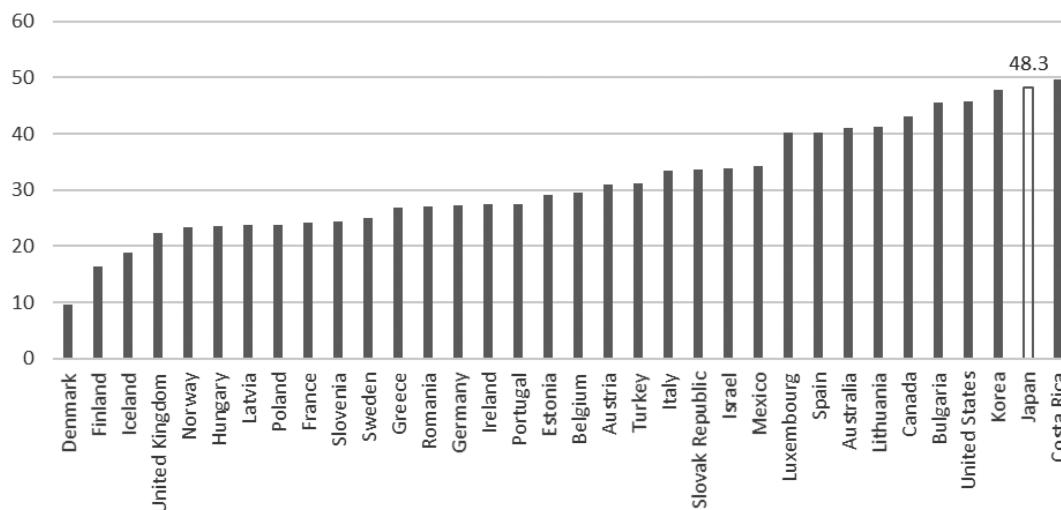
に2世帯に1世帯が貧困線以下で生活していることになる<sup>2)</sup>。この相対的貧困率は、比較可能なOECD諸国の貧困率を比べてみても、日本のひとり親世帯は先進諸国のなかでも顕著に高くなっている(図4)。同調査の生活意識をみても、「苦しい」「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計)と感じている人は、全体平均が54.4%に対し母子世帯は86.7%と突出して高く、暮らしの脆弱性を浮き彫りにしている。そのことを裏付けるように、生活保護を受給している人をあらかず保護率(2018年度)も、全世帯平均が3.26%、高齢者世帯では6.31%に対し、母子世帯は13.89%と高く、7世帯に1世帯が世帯保護を受給している実態がある。

しかし、だからといって働いていないわけではない。日本の母子世帯の就業率は高い。全国

調査の結果では81.8%のシングルマザーが現に働いている。また、当事者団体であるシングルまごあず・ふおーらむとシングルマザー調査プロジェクトが、コロナ禍の実態調査(以下、シングルマザー調査)を実施したが<sup>3)</sup>、コロナ禍の直前(2020年2月)において、就労率は87.7%であった(表1)。さらに詳しくみると、1つの仕事に従事していた人は全体の76.4%、2つ以上の仕事に従事している人は11.3%、仕事をしていない人は12.3%となっていた。表出していないが2か所以上と答えた人のうち26%(50人)は3か所以上を掛け持ちしているとの結果であった。

これらのシングルマザーの就業率もまた国際的に高く、OECD諸国でもトップである。また、日本の労働年齢人口に該当する女性全体の就業

図4 OECD諸国におけるひとり親世帯の貧困率



(出所) OECD Family Database Child poverty (Single adult household with at least one child) より作成。  
(2018年のデータにより作成、デンマーク、ハンガリー、USAのみ2017年)

表1 コロナ禍直前におけるシングルマザーの仕事の状態

(2020年2月)

仕事をしている	1つの仕事に従事	1,386	76.4%
	2つ以上の仕事に従事	204	11.3%
仕事はしていなかった		224	12.3%
総計		1,814	100.0%

(出所) シングルマザー調査(2020)により作成

率が60%程度なのと比較すると、女性間の比較の点からもシングルマザーの就労率が極めて高いことがわかる。

さらに、シングルマザー調査で雇用形態をみると(表2)、1つの仕事をしている人のうち、正規労働は32.0%、非正規は61.7%、2つ以上の仕事をしている人のうち、本人にとって比重が高いと思われる1つめの仕事では、正規が15.7%、非正規は68.1%、2つめは非正規が76.5%、次に自営業21.1%となる。

これをみても、日本のシングルマザーの就労率は高いものの、その主たる仕事の形態は、7割が非正規労働で働いている。それは断続的で複数を掛け持ちをしながら働いていることが推察される。シングルマザーとなった女性が、いかにひとつの正規労働を継続して働くことが難しく、それがまた、ワーキングプア状態を常態化させているとも考えられる。

日本のシングルマザーは働いているのになぜ貧困が解消されないのか。このことに関連して、大沢(2018)は日本の母子世帯は、国の所得再分配が十分に機能していないために、働いても貧困から脱却しにくくさせていると指摘している。それは、OECD諸国のなかでも日本が、税の累進性が最低レベルであり、とりわけ女性の就業による所得再分配による貧困削減効果が乏しいという。同様に桜井(2019)も、OECDが全体として「貧困家庭の親の就業状況の改善は、貧困の大幅な削減に効果的である」と結論付けるが、日本は例外であると指摘する。大沢も桜

井も、通常その世帯で働き収入を得ることによって貧困は緩和されるはずであるが、日本のひとり親世帯の親が働いたとしても貧困率は改善しないという特異な国であると述べている。

## 4 コロナ禍による困難の露呈

### (1) コロナ禍による影響

コロナ禍以降、シングルマザーの勤め先においても、休業、時間削減、スタッフ削減などにより収入減に陥ったり、直接家計にも影響を及ぼすことが生じた。1回目の緊急事態宣言中の2020年5月時点において、休業者全体の65%が女性であり、そのうち女性の非正規労働者は144万人、正規労働者が73万人であった(総務省「労働力調査」)。

また、休業だけでなく失業も増えているとみられる。シングルマザー調査によれば、2020年6月時点で、男性非正規労働者は668万人で前年度同月からは43万人の減少、女性非正規労働者は1,376万人で61万人の減少となっている。完全失業率の推移を見ると、2020年7~9月期のシングルマザーの失業率が大幅に増加した。子どものいる有配偶者女性と比べても、シングルマザーの失業率が2020年9月に3ポイント高かったことが判明した(内閣府コロナ研究会2021)。その背景には、子どものいる有配偶女性が非労働力化(失業とならない)している一方で、シングルマザーは失業となるといった違いがある。それは、子どものいる有配偶女性の場合、夫の収入があるので一定期間、何らかの家

表2 コロナ禍直前におけるシングルマザーの仕事の雇用形態

(2020年2月)

		正規	非正規※1	自営その他※2	未回答	
1つの仕事に従事		32.0	61.7	6.4	0.0	100.0%
2つ以上の仕事に従事	1つめ	15.7	68.1	14.2	2.0	100.0%
	2つめ	0.5	76.5	21.1	2.0	100.0%

※1 非正規：パート、アルバイト、契約社員、嘱託、臨時職員、非常勤職員、派遣社員

※2 自営その他：自営業主(1人でしている)、自営業主(人を雇っている)、家族従業者(家業の手伝い)、内職、その他(出所)シングルマザー調査(2020)により作成

計のやりくりが可能である一方で、シングルマザーは失業後も仕事を探しているが見つからない、ということが生じている可能性がある。

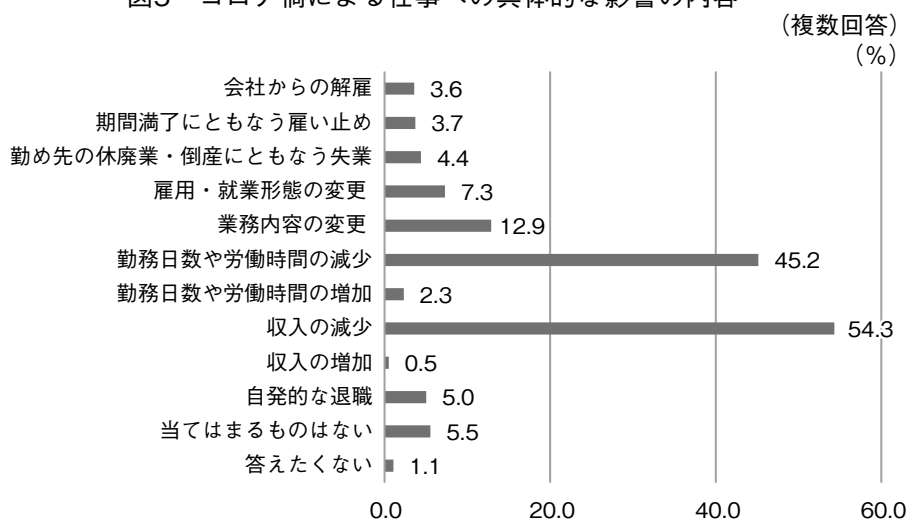
さらに、シングルマザー調査（2020）によれば、コロナ禍で1回目の緊急事態宣言以降、雇用や収入にかかわる影響はどの程度あったかという質問に対し、「おおいに影響があった」が38.5%、「ある程度影響があった」が32.2%でおよそ7割が何らかの影響を受けていた。その具体的な影響の内容を表したのが図5である。「影響があった」上記の2つの回答を合計し、複数回答として割合を再計算した。最も多かったのが「収入の減少」で約5割強、それに関連して「勤務日数や労働時間が減った」人も45.2%であった。「解雇」、「雇い止め」、「失業」など、仕事自体がなくなってしまった人は1割強も存在した。

また、2020年3月に臨時一斉休校が実施されたが、小・中・高校の子どもを持つシングルマザーが、休校のために仕事を休む必要があったのは21.6%、時間を減らす必要があった人は24.7%と、合わせて約半数が仕事を休んだり時間を減らしたりしていた。

当然、仕事だけでなく家庭生活にも即座に影響が及んでいる。ひとり親世帯は子育て世帯でもあり、子どもの学校が休校となったため、想定外だった食費や光熱費の支出が家計を直撃した。同調査はその後継続的に調査を行っているが<sup>4)</sup>、約3割が、コロナ禍以降、食料が買えなかった経験、約6割が子どもの衣服や靴を買えなかった経験をしている。それらのことをうけて民間の支援団体や各自治体が、日々の生活の支援として食料給付をしていることも伝わってくる。

社会全体の雇用が不安定になり収入が減ることは、シングルマザーにとっては、元夫の状況とも関係してくる。実際、支援団体に寄せられる相談から元夫からの養育費の支払いが困難な状況となっていることが相談事例として浮かび上がっている。シングルマザー調査でも、2020年8月の養育費を受け取っている人の全体の平均額は51,475円（ゼロは除く）だったが、毎月徐々に減少し、2021年7月には45,756円まで減少している（シングルマザー調査2020）。

図5 コロナ禍による仕事への具体的な影響の内容



(出所) シングルマザー調査（2020）により作成

(注) Q8-1「おおいに影響があった」、Q8-2「ある程度影響があった」を合算したもの

## (2) 潜在化していた課題

ひとり親世帯に対する経済的な支援策には、代表的なものとして児童扶養手当がある。所得に応じて月に、子どもが一人の場合には最大で42,330円、第二子は最大1万円加算、第三子以降は最大6千円加算と、金銭的な支援を行う制度である。それは、ひとり親世帯の「いのち綱」とも表現されている。

上述したように、日本は所得再分配が十分に機能していないことから、多くの母子世帯は働いていても「ぎりぎりの生活」を余儀なくされている。そのうえコロナ禍で家計の急変に伴い、手当を受給していなかった世帯が、それまでの収入から減少し児童扶養手当の対象となる水準にまで下がった世帯も増加している。では児童扶養手当の給付が機能すると思われがちであるが、児童扶養手当は前年の所得に応じて算定されるため、このような世帯は収入が減少しても即座に支給対象とならず、児童扶養手当の空白期間を余儀なくされる。

また、児童扶養手当については、年に一度の現況届に伴う受給更新の際に、生活や収入の確認をされる。職員とのコミュニケーションの相違も想像できるが、異性との付き合いの確認や、元夫との連絡の有無や、その所在なども質問されると、相談事例からよく聞かれる。元夫と連絡があるならば養育費の請求を指示されたり、偽装離婚を疑われていると感じ取られる質問もされるという。収入面に関して明らかにする必要があるが、交友関係などや援助の有無は人々の生活のなかで、明確にしにくく一線を引きにくい問題でもある。これらの問題は、コロナ禍以前から制度的課題として存在していた。

## (3) 見えない問題

さらにこの間、少数の人の問題から見えない

ところで生じている問題が露呈した。新型コロナウイルス感染拡大で、2020年4月、緊急政策として1人10万円の特別定額給付金（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」2020年4月20日閣議決定）の支給が決定した。給付金自体は生活維持への効果が期待されるものであったが、この給付方法をめぐっては、世帯主に合算して支給することに対し大きな批判がでた。例えばDV被害から避難したり事実上の別居状態の人に対しては、給付金が世帯主に振り込まれるため本人には渡ることがない仕組みであった。この件に関しては、支援団体からの改善要求があり、DVにより避難した別居状態の女性にも個人単位で給付されるよう修正された<sup>5)</sup>。

しかし、この世帯単位の給付によって、さらに隠れた問題がある。公的な機関にDV被害が認められた別居状態の人は、給付可能となったが、DV関係にあって、離婚成立が困難な状態で、実家に戻っている人や私的に避難している女性には届かないのである。そこには公的にDVによる別居が認められた人のみなのである。

さらに2021年12月、18歳以下の臨時特別給付金が決定されるも同様の問題が議論されている。児童手当の受取人に受給されることになり、離婚直後のシングルマザーが受給できない問題が浮かびあがっている。

## 5 ひとり親世帯の制度再構築のために

当面のコロナ禍がさらに続くことも予測されるなかで、児童扶養手当を受給しているシングルマザー世帯等には、2020年4月の「国民一人10万円」に加え、臨時特別給付金が支給された。さらに2021年12月時点で18歳以下の子育て世帯に10万円の支給が決定されている。しかしこれはあくまでも一時的なものであり、現在の個別具体的な離婚時の対応を、次のよりよい生活



確保のためのセーフティネットとして整備することも必要である。

とくにそこでは、ひとり親であろうとなかろうと、個人のライフコースの多様化に社会保障制度などの対応も変化させていくことが求められている。それはすでにみたように、現実にはひとり親になったとき、住まいの変更、仕事の変更を余儀なくされることが多く、女性自身のライフステージ上で、仕事や住まいの継続性が断ち切られている。さらにそれは、高齢期になった将来に向けての生活にも大きな影響を与えるなど、さまざまな不利の重なりにつながっていくからである。

しかしそれらの根底には、現在の日本では残念ながら、ひとり親になること自体が、構造的に貧困の「リスク」要因となっていることがある。すなわち、今なお旧型の家族モデルや性別役割分業規範が社会保障制度や税制の仕組みに影響を与え、その不利をひとり親世帯が一身に背負わされているからである。

また、ひとり親世帯対象の施策は児童扶養手当に代表されるように、手当を受けるべき・受けてもよい「ひとり親」を認定しかねないことになる。現状、必須の制度ではあるが、今後子どもを育てる家族の形態は多様化していくことは避けられないので、子ども施策全体のなかで再構築していく必要がある。

シングルマザーの貧困をなくすには、これらの要因を正しく精査し、取り除いていくしかない。正規・非正規の待遇格差の是正、男女差別も育児差別もない賃金構造と雇用慣行、安心していつでも預けられる保育サービス、これまで見過ごされがちだった住宅政策や、なにより就労の有無にかかわらず貧困に陥らない、所得再分配を基礎とした社会保障制度が必要である。そのためにも、その基盤の制度のありようから

言えば、社会保障制度や税制などが個人単位ではなく、なおカップル単位になっていることから矛盾を整序し、多様な家族の在り方に沿った仕組みにしていく必要がある。

#### 【注】

- 1) 2019年に関東地区の中核市において児童扶養手当受給のシングルマザーを対象に実施した。調査票配付数は1,715世帯、そのうち有効回答票は269通、回収率は15.7%だった。アンケート全体の対象者の平均年齢は41.6歳、ひとり親になった時の末子の年齢は4.5歳だった。
- 2) 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことをいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を指す。2018年度は127万円（新基準算出122万円）となっている。
- 3) NPO法人しんぐるまざあ・ふぉーらむが中心となって、当該団体や連携している他のシングルマザー当事者団体・支援者団体のメールマガジンを通じて実施したものである。調査名は「新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査」、実施期間は2020年7月、WEBフォームにより関連団体を通じて実施。2,119通の回答、うち有効回答数は1,816件であり、調査結果はインターネット上で公開されている（2021年12月25日現在）。
- 4) シングルマザー調査プロジェクト（2020）は、2020年10月に報告書を公表してからも2021年7月まで毎月パネル調査を実施し、上記の報告書とともに毎月ごとの結果も公表している。
- 5) これらは夫婦間の問題だけでなく、例えば親と成人している学生の子、年老いた親とその成人した子などの関係において、家族内で同様のことが生じている。

【参考文献】

- 神奈川県立保健福祉大学ひとり親家庭生活実態調査研究会（2020）「ひとり親家庭アンケート調査報告書」
- 大沢真理（2018）「税・社会保障制度におけるジェンダー・バイアス（特集：再考：高齢者の貧困と人権）」『学術の動向』第23巻第5号、pp.22-26。
- 桜井啓太（2019）「“子育て罰”を受ける国、日本のひとり親と貧困」SYNODOS (<https://synodos.jp/welfare/22579/2>)
- 貧困統計ホームページ (<https://www.hinkonstat.net/>) 2020.7.15
- 内閣府 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（2021）『コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書』内閣府 <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html> (2021/12/1 アクセス)
- 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」
- 中園桐代（2021）『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか』勁草書房
- 認定NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ&シングルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス深刻化する母子世帯の暮らし～1800人の実態調査・集計表（確報）～」2020年10月20日

---

よしなか としこ

NPO 法人女性サポートあじーる代表（生活困窮者支援団体）。大阪府立大学大学院博士後期課程単位取得。

【専門】

社会福祉、ジェンダー、貧困、社会保障。

【著書】

『子どもの貧困を問い直す』（共著）法律文化社  
『DV 研究と経済的暴力—『世帯の中に隠れた貧困』へのアプローチ』『大原社会問題研究所雑誌』No.739  
『あたりまえの暮らしを保障する国デンマーク』（共編著）ドメス出版 など。

---